

公益社団法人美浜町シルバー人材センター
役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人美浜町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第19条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び公益社団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等の範囲は、定款第13条第1項に定める役員、安全委員会規程第3条に定める委員、及び地域班、職群班の班長、世話人とする。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 理事長の報酬は、定額で20,000円とし、理事会の承認を得て決定する。非常勤役員の報酬は、理事会及び委員会出席等、必要の都度、日当として一人一律2,000円とする。

(報酬等の支払い方法)

第5条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むかあるいは現金で支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出

のあった立替金等を控除して支給する。

(費用の額)

第6条 センターは、役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、
これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するもの
については前もって支払うものとする。

2 費用の額は、旅費規定に定める金額とする。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報
酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び
公益社団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する

附 則

この規程は、平成14年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行する。